「暴力団と課税―上納金課税を契機として―」のあとで

Reconsideration of "Organized Crime Group and Taxation-with Taxation on Allocation-"

権 田 和 雄

【目次】

- I はじめに
- Ⅱ 「暴力団と課税―上納金課税を契機として―」(九州国際大学法学論集23巻 1.2.3合併号・平成29年3月)の概要
- 1. 暴力団課税の問題点
- 2. 主要な論点
- Ⅲ 本問題に係るその後の見解
- 1. 木村圭二郎・前日弁連暴対委員長論文(捜査研究・平成29年8・9月)
- 2. 日弁連暴対委員会全国大会―上納金課税― (平成31年11月15日・大分)

IV 再考

- 1. 人格なき社団の判定
- 2. 事業所得・雑所得の所得区分
- V おわりに
- 1. 暴力団組織の在り方
- 2. 今後の課題

I はじめに

「暴力団と課税―上納金課税を契機として―」九州国際大学法学論集第23巻第1.2.3号合併号(平成29年3月)論文(以下「前論文」という)の公表の契機となったのは、平成27年6月16日、北九州市に本部を置く特定危険指定暴力団・工藤会の野村総裁が所得税法違反の疑いで逮捕されたことにあるが、その後公判開始・審理が進み判決が出たことから新たな論稿の公表等もあり、残った疑問点について改めて考えてみた。当該事件の概要から入る。

【事件概要】

建設業者などから上納金(みかじめ料)が仲介者から工藤会に流れ、幹部(金庫番)より第一から第三系列口座に一定の配分比率により入金され、第二系列口座から被告人の個人的支出と見られるものが確認された(愛人のマンション購入、被告人名義口座へ入金、親族の生活費)ことから第二系列口座が被告人の取分と認定した。立証は実額・PL立証によったとされるが、主に関係者からの証言により、資金の分配方法など間接証拠に依拠している。弁護側は資金は工藤会に帰属すると主張していた。

【事件経過】

平成27年6月16日 工藤会総裁外を所得税法違反で逮捕

(平成22年から26年の間ほ脱所得金額8億1千万円、ほ脱税額3億2千万円)

平成29年11月1日 福岡地裁初公判(他の容疑事件に優先して集中審理)

平成30年3月28日 最終弁論 ※警備等から小倉支部でなく福岡地裁で審理。

平成30年7月18日 福岡地裁判決 懲役3年(実刑)、罰金8千万円

(求刑 懲役4年、罰金1億円)

令和2年2月4日 福岡高裁判決 原判決維持

令和3年2月16日 最高裁(三小、宮崎裕子裁判長)上告棄却(確定)

【新聞記事コメント】

工藤会総裁の逮捕から各公判・判決に係る新聞コメントは以下のとおりである。

○平成27. 6.16 工藤会総裁所得税法違反で逮捕

【西日本新聞27. 6.16夕刊】

権田和雄教授(九州国際大学(税法)・元国税査察官)

・暴力団トップの非合法収入を課税対象に認定するには、①トップ本人が自由 に使える金であることの立証、②入金側の証言も必要となる。

疋田淳弁護士 (暴力団問題に詳しい)

・暴力団組織の統率力の源泉は金だ。しのぎ(資金獲得動)が厳しい中で、苦労して集めた上納金の一部でも収税されるとなると組織の動揺は大きい。

【毎日新聞27. 6.18朝刊】

疋田淳弁護士(元日弁連暴対委員長)※暴対裁判弁護団長も務める、関大同期

- ・「上納金言捜査のメスを入れることは画期的で評価できる」としながらも「上納金は組長が自由に処分・運用でき、配下の組員が異議を唱えることはできない。 約10億円の全てを個人所得とみなす判断もあったのではないか」と指摘する。
- ○平成29.11.1福岡地裁初公判

【西日本新聞29. 11.1朝刊】

木村圭二郎弁護士(日弁連暴対委員長)

・暴力団の上納金は組長個人の所得として課税できる。帳簿がなく上納金の総額が不明瞭な場合でも組員の供述から推計して課税できる。

権田和雄教授

・推計課税の場合、課税対象側に反証の機会が与えられる。合理的な説明が出

九州国際大学法学論集 第29巻 第1·2号合併号(2023年)

来なければ課税すればいい。

【毎日新聞29. 11.1朝刊】

山下学教授(元国税庁職員、立正大学法学部(租税法))

・検察側は上納金の分配比率や口座への入金記録など限られた間接事実の積み 重ねによって最小限の所得額の立証を試みている。厳密な立証が求められる脱 税事件ではあまり聞いたことがないケースだ。裁判官がこれらの間接事実か ら、上納金が野村被告の個人所得となっていたという心証を得るかどうかが今 後の焦点となる。

木村圭二郎弁護士

・工藤会の幹部の間で分配された資金に所得税法違反の焦点を当て、迅速かつ 確実な立証が試みられている。暴力団トップを脱税に問う本件は画期的で、工 藤会壊滅に向けた資金源対策として大きな意義がある。検察側の主張では工藤 会幹部は最近まで毎年1億円以上を集めており、暴力団の経済的弱体化は不十 分だ。引続き資金源対策を進めなければならない。

○平成30.7.18 福岡地裁判決

【朝日新聞デジタル30.7.18】

山下学教授

・捜査当局が暴力団の上納金について、所得税法違反の観点から捜査に取り組んだことは評価できる。一方、検察側の立証は荒かった。通常の脱税事件の立証は入出金の綿密な調査に基づくが、今回は裏付けが不十分な印象だ。「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則から言えば、こうした立証で実刑を認めたのは疑問が残るし、有罪の結論ありきの感もある。

【西日本新聞30.7.19朝刊】

陶山博生弁護士 (元裁判官)

・裁判所は客観的事実である三つの系列口座への入金状況や入金比率と、上納金の分け方に関する関係者の証言が極めて符合することから証拠価値を認め、 有罪認定の柱に据えた。今回は資金管理に銀行口座を使うなど暴力団としては 異例なケースだが、判決が組織への上納金の一部を被告個人の所得と判断した 点は評価できる。

権田和雄特任教授

・限られた証拠によっても、みかじめ料という暴力団の資金獲得活動の一端を 課税対象と認めた点で大きな意義がある。暴力団には記録に残らない上納金が 多いはずだ。他の暴力団組織にも適用できるように、これらの上納金を課税対 象に出来るような論理の確立が求められる。

【毎日新聞30. 7.19朝刊】

木村圭二郎弁護士

・野村被告に対する最初の判決で有罪を得たことで、一連の工藤会壊滅捜査の信頼性が裏付けられた。上納金への課税を認めた判決は、暴力団の資金源対策を進める警察活動の支えとなる。たとえ刑事事件として立件するにはハードルがあっても、みかじめ料などで多額の資金を集める暴力団に対し、税務署が必要な税を課せるような動きを作っていくべきだ。

山下学教授

・検察側の主張をそのまま追認した判決だ。脱税額や犯意について、関係者の 証言や入金記録など限られた間接証拠でここまで認定するのは通常の脱税事件 では考えられず、荒さがあると言わざるを得ない。所得区分についても雑所得 と認定し、控除の対象となる必要経費がないと断定する根拠も薄いように思え る。控訴審で同じような判断がなされるかは不透明。暴力団への課税について 社会的な関心を呼んだことは間違いない。暴力団への課税を特別に定めた立法 への動きに繋がってくれれば。

★上記コメントを通して

山下学教授が唯一慎重なコメントをしている。暴力団に対する追及の姿勢は 他の論者と同じと思われるが、立証の問題についての懸念は刑事裁判の立証を 念頭に置いて慎重とあるべきとする見解で、尊重すべきものであると考える。

【福岡地裁判決の評価】

第一東京弁護士会民暴対策委員会組織犯罪対策部「暴力団上納金に対する課税の現状と問題点—工藤会総裁脱税事件第一審判決を契機として—」事業再生と債権管理No.163(令和元年1月5日)81-91頁

暴力団課税の基本的論点を確認した上で、本判決の評価としては、「不正収益剥奪の道を拓いたこと」「運営費、みかじめ料など工藤会の実態が判明したこと」としつつも、「暴力団組織の性質論については示されていない」「本件では入出金メモ、関係者の証言があったことが解明に繋がった」という問題点を指摘している。また最後に、「本判決を先例として、暴力団のみならず特殊詐欺集団などからの違法収益剥奪に繋げることも期待したい」としている。

★今回の事件は狭義の上納金のケースでもなく暴力団の実態が解明されたわけではないことはそのとおりであり、全て問題が解決したわけではないと考える。また、前論文のモデルでも適用は暴力団を含む非合法集団を想定しており、その点でも同感である。

Ⅱ 「暴力団と課税―上納金課税を契機として―」 (九州国際大学法学論集23巻1,2,3合併号・平成29年3月)の概要

今回の検討に当たり、前論文の問題意識と主要な論点について要旨を記す (前論文の該当頁を示すので適宜参照されたい)。

1. 暴力団課税の問題点

【課税対象に対する認識】(前論文56-59頁参照)

暴力団に対する課税については、大方の認識としては組織としても個人としても課税が難しいとの意見に留まっている。

たとえば、「暴力団は会社組織ではないうえ、法律上法人とみなされ収益事業が課税対象となるマンションの管理組合など「人格なき社団」にも該当しないので法人税の対象外である」「とする見方があれば、「上納金はPTAや町内会といった任意団体の会費のようなもので、会の運営のために使われている限り、法律上は課税できない。たとえば組織で管理し、襲名披露や葬儀、法要などいわゆる「義理がけ」に使っていれば、暴力団に帰属する金であり、上納金を個人所得ととらえるのは無理」とする見方がある。

一方では法人の課税適格性を否定し、他方では個人の課税適格性を否定する ものであり、組織の存在が違法収益活動の実態との考えが根底にありながら、 法的には断定できないのが現状であった。

【暴力団の特性】(前論文61-62頁参照)

暴力団の特性について、星野周弘(科学警察研究所環境研究室長)は「広域 暴力団の構造」³の中で実証的に述べており、「広域暴力団の集団構造はそれぞ

¹ 毎日新聞(平成27年6月17日3面「クローズアップ2015|) での国税 OB コメント。

² 前掲注1・毎日新聞での国税 OB コメント。

³ 星野周弘「広域暴力団の構造」捜査研究・昭和53年臨時増刊号95~111頁。

れの広域暴力団によって異なるが、一般的には親分—子分関係、擬制兄弟関係などの擬制血縁関係、すなわち上位者の支配と庇護、下位者の隷属と忠誠、成員間の相互扶助関係などを中核的な要素として成立つ擬似的家族制度によって支えられている」とする。

また、「広域暴力団は第五次までの下位団体をもつピラミッド型の階梯的組織に特徴付けられる集団もあれば、いくつかの団体の連合体としての組織もある」としている⁴。

そして、「上記のような広域暴力団の形態に関わらず、<u>組織を支える最も特</u> 徴的な要素は擬制血縁関係とそれによって成立つリーダーシップの特性とに求 められる(下線筆者)」とする。

暴力団は、擬制血縁関係という結合要素と上位の統制によって組織化された 集団であるところに課税対象として検討する意味がある。

暴力団抗争に伴う警官誤射事件の使用者責任(損害賠償請求)の判断であるが、最高裁平成16年11月12日判決民集58巻8号2078頁で暴力団の特性について、上記星野見解を踏襲するように述べている。

「①Y組は、その威力をその暴力団員に利用させ、又はその威力をその暴力団員が利用することを容認することを実質上の目的とし、下部組織の構成員に対しても、組の名称、代紋を使用するなど、その威力を利用して資金獲得活動をすることを容認していた、②本部組長は1次組織の組員から、2次組織以下の組長は、それぞれの組員から、毎月上納金を受け取り、上記資金獲得活動による収益が本部組長に取り込まれる体制が採られていたこと、③本部組長は、ピラミッド型の階層的組織を形成する組の頂点に立ち、構成員を擬制的血縁関係に基づく服従統制下に置き、本部組長の意向が末端組織の構成員に至るまで伝達徹底される体制が採られていたことが明らかである(下線筆者)」

⁴ 関西の Y 組はピラミッド型の縦型組織であり、関東の S 会は各団体が連帯する横型組織と 見られる。この違いは生業の成立等によるもののようである。そのような違いはあっても 相対的なもので、組本部としての統制力はあることから、支配関係が諸活動の中心にある とみる上記前提は同様に当てはまると考えられる。

【検討の視点】(前論文60-63頁参照)

暴力団に対する課税を考えるには、現行法での対応を前提に課税の対象として有効な要素に再構成する必要がある。

「外部に対して組織的な集金能力を有し(所得の獲得)、内部においては資金管理が上層部で統制される(所得の還流)」という観点から、標準モデルとして、①収益には違法な経済活動から得た収益も含まれる。②代紋(組織の象徴)が、組織に属する構成員の活動(経済活動を含む)を支援している。③組織の構成は、階層があり下位団体(構成員)は組織の威光で経済活動を行うことの対価として上位団体(構成員)に一定の上納を行うという前提を置いた(暴力それ自体は課税に必要な要素としない)。

何らかの恒常的な組織力(暴力の有無、合法・違法を問わない)で所得を獲得し組織内部で上部に還流するシステムを想定する。所得の発生と帰属を認定するには必要・十分な要素であると考える。

2. 主要な論点

(1) 所得の帰属

所得が暴力団という組織・団体に帰属するか、組長等の個人に帰属するかという課税については、まず組織としての課税が可能か「人格なき社団」該当性の検討を経て、組織・団体の帰属が難しい時は組長等の個人に帰属する検討が必要となる。

【人格なき社団】(前論文64-67頁参照)

民事事件に関する判決であるが、最高裁昭和39年10月15日(第一小法廷)判決・民集18巻8号1671頁の中で「人格なき社団」の成立要件について、「①団体としての組織を備え、②そこには多数決の原理が行われ、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、④代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることの人格なき社団の成立要件を

充たす事実が存在している ことを挙げている。

しかし、人格なき社団の判断が客観的・中立に行われているか、疑問がないわけではない。「人格なき社団」の成立について、福地俊雄は成立を認めたものと否定したものを対比して検討し、否定例について概ねは「社団性を認めても、けっきょく実体上の権利関係に影響するとはおもえないだけのようである」としつつも、最高裁昭和38年5月31日判決・民集17巻4号600頁(三陸定置漁業組合事件)については「社団性の有無が直接に実体的な権利関係、すなわち成員の直接責任の有無、と結び付く事件のように見え、おそらく判決も事案の具体的審理を通じて感じられたこの責任の肯定の必要性を基礎にして、社団性の否定という結論を出したのではないか」と分析している5。福地俊雄は、人格なき社団の成立判断に実質的権利関係の判断を持ち込むことに疑問を呈しているようである。

団体主催者である原告の課税を争うネズミ講の判決では熊本地裁と最高裁が 人格なき社団の成立を認め熊本高裁が人格なき社団の成立を否定したが、最高 裁も原告の主張を別の理由で否定している。

暴力団組織に係る「人格なき社団」性の判断について昭和39年最高裁判決が示した「人格なき社団」の成立要件についてみると、①団体としての組織を備え、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、と言う点は当てはまるように思われる。しかし、②多数決の原理が行われ、④代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることという点は問題がある。

こうして見ると、典型的な暴力団組織については、「人格なき社団」に係る 前期判決の基準に従う限り(基準の解釈が結論に影響されるのではないかいう 疑義は残るが)該当性を認める余地はないものと思われる。

⁵ 福地俊雄「法人に非ざる社団について」神戸法学雑誌16巻1・2号(昭和41年9月)148~151頁では、肯定例、否定例を比較しながら、具体的権利関係に影響されて人格なき社団の成立可否の結論を出すのでなく、分けて考えるべきものとしている(営利目的の社団には社員の補充責任を認めて結果妥当性を図る)。

【個人に対する課税】(前論文13-14頁参照)

現に社会の中で組織として経済活動が行われているからには、団体としても 個人 (構成員) としても課税の対象から外れると言うことはあり得ない。従って、「人格なき社団」でもなく団体としての課税ができないのであれば個人に 対する課税を考えるしかないことになる。

個人の資金獲得活動が組織の威光と統制の下でのみなし得るという点は所属 組織の影響を否定できないが、個人帰属の所得を考慮する段階で考慮・反映す ればよいと考える。

個々の組員の資金獲得活動が課税対象となるのは当然として、暴力団の特色である階層的組織から生じる所得についても個人の帰属を考えることは可能である。

【組長への課税】(前論文8-9頁参照)

前掲最高裁平成16年11月12日判決・民集58巻8号2078頁は暴力団の抗争事件(警備警官に対する誤射殺人)の使用者責任(民法175条)を組長に認めたものであるが、判決の中で暴力団組織の特性について触れ、「本部組長は、ピラミッド型の階層的組織を形成する組の頂点に立ち、構成員を擬制的血縁関係に基づく服従統制下に置き、本部組長の意向が末端組織の構成員に至るまで伝達徹底される体制が採られていたことが明らかである」と述べている。

資金獲得活動についても「ピラミッド型階層組織の中で、本部組長の意向の下に上位団体から下位団体まで統制され、組の威光で資金獲得活動をして見返りとしての上納金を納める」という組織活動の実態からは、外部からの資金獲得は組長の支配下にあり当該組長の所得と考えることは可能である。

名古屋地裁平成29年3月31日判決・裁判所HP裁判例情報によれば前記判決と同様に組織の階層的構造と本部組長の統制力を認め、傘下組織構成員が用心棒代で徴収したみかじめ料を本部組長ほか幹部に連帯して支払いを命じ使用者責任を認める判決となっている。

【段階的課税】(前論文69頁参照)

所得は所得を発生させる所得源泉(所得を生む力)を有する者に帰属する。 暴力団の場合は、みかじめ料等の外部から獲得した収益から分配を受けるとと もにピラミッド型の階層の上部へ上納金等の形で資金が移転する構造になって いると見られるが、元は同一の資金であっても各次団体を経由して上部へ資金 還流する過程で各次団体の所得獲得毎に新たな所得として課税対象となると考 えられる。

ただし、今回の工藤会に係る課税が上納金に絞って対象としたことからも想定できるように、実際には各段階での課税を把握することは難しいので理論的にはということであり、みかじめ料との外部との関係はともかく組織内部での資金移動については最終的な資金形態としての上納金として捉えるのが現実的であると思われる。

(2) 所得の性格

【上納金】(前論文69-70頁)

構成員が外部から収益を獲得した時点で構成員に所得が帰属し事業所得(毎月のみかじめ料収入等)ないし雑所得(単発的な恐喝収入等)となる。「指示に従い資金活動を行い、取得したものは全て所属団体に納める(毎月の生活費を支給される)」形態であれば雇用関係にある給与所得者と変わりないが、この場合組織に法的実体がないことから主たる収益とすれば事業所得者と見るのが妥当である。

構成員が所属する二次団体(組長)に資金の一部又は全部を納めた場合には 当該二次団体の組長に所得が帰属し事業所得となる。

二次団体(組長)が本部(組長)に資金の一部又は全部を納めた場合は本部 組長に所得が帰属し事業所得となると考える。雑所得と考える余地もあるが、 上納金として予定されているものであれば定型性・継続性があり事業所得と考 えるのが適当である⁶。いずれ必要経費は認められるので、どちらに区分しても 課税計算の上で大きくは違わない(損益通算の可否は問題となる)。

外部から獲得した資金が内部で階層的に流れるものを上納金と言う場合、元がひとつの資金が段階的に上部団体(組長)に流れていく場合⁷、一度課税された(外部から資金獲得した段階で課税されたと仮定する)資金が別の者に移転して、同じ課税物件に重ねて課税することができるのかという疑問が生じるかもしれない。これに対しては、課税は何らかの経済的利益を得た者に対して、担税力がある=所得が生じたものと考えて課税することになる。従って、上納金(名目、資金源泉を問わず)については、各取得の段階で当該取得者が新たな経済的利益を得たものであれば所得が発生したと考え、同一源泉に由来するものであっても課税の対象となると理論的には考えられる。

【事業所得と雑所得】(前論文70-72頁参照)

事業所得と雑所得の区分は必ずしも明確ではない。所得区分の判定基準としては①社会的相当性、②継続的か単発的か、③本業か副業かのような視点が考えられる。①原告が代表取締役として給与所得を得る一方で商品先物取引を大規模に行い損益通算をするため事業所得を主張した事件で、裁判所は事業所得の要件として、「一定の経済的行為が右(令63条12号にいう対価を得て継続的に行う事業:筆者注)に該当するか否かは、当該経済的行為の営利性、有償性の有無、継続性、反復性のほか、自己の危険と計算による企画遂行性の有無、当該経済的行為に費した精神的、肉体的労力の程度、人的、物的設備の有無、当該経済的行為をなす資金の調達方法、その者の職業、経歴及び社会的地位、

⁶ 三木義一・前掲注13では、「暴力団は上納金を払うことによって、その組の名前を使用し、 威嚇して違法利得が得られやすくなる。そうすると、これは一種のライセンス料、代紋使 用料といったほうが実態に合いそうである。」と述べられており、所得区分については、 組長個人の事業所得の収入金額という構成も可能かもしれないとしている。

⁷ 上納金は狭義では組本部へ集約され組運営経費などに使われるものを言うが、ここでは順次上位団体へ資金が移転する段階で発生する、資金獲得者たる組員の取分、所属する組長への分配金を併せ広く課税対象として捉えた。

生活状況及び当該経済的行為をなすことにより相当程度の期間継続して安定し た収益を得られる可能性が存するか否か等の諸要素を総合的に検討して社会的 通念に照らしてこれを判断すべきものと解される|⁸として原告の主張を斥け雑 所得と認定した。ここでは事業規模等の社会的相当性が求められている。この ほか区分の基準として考えられるものとして、②継続した経済活動であれば事 業所得、単発的なものであれば雑所得となる傾向にある9、③本業が事業所得で あれば人的に一体のものとして副業(舞台袖の御祝儀など臨時的・偶発的なも のも)事業所得と見ることもある10 (芸能であれば臨時的な御祝儀も事業所得)、 これらのことから、雑所得は事業所得と同様に担税力(継続性、対価性)を有 するが、相対的に安定性・定型性に欠けるという見方があると思われる。副業 として行われる場合、小規模な場合、社会的認知度の低い活動内容(投機的、 違法など)の場合は事業所得ではなく雑所得と判断される場合が多いであろ うが11、絶対的な基準となるものではない。雑所得は事業所得でないとしても、 偶然得られた所得ではなく何らかの役務の提供(暴力的な行為により対価を得 るものを含む)があることから、一時所得とは異なり本質的には担税力を有す る点で事業所得と同質である。

前記商品先物取引に係る名古屋地裁判決、覚醒剤取引に係る国税不服審判所 裁決では「事業としての社会的客観性」「社会通念」が事業所得と雑所得を区

⁸ 名古屋地栽昭和60年4月26日判決・行集36巻4号589頁。

⁹ 岡正晶「相続税法及び所得税法における「贈与」」税務事例研究25号(平成7年5月)で示された暴力団のみかじめ料の設例では継続性の有無により事業所得か雑所得としている。

¹⁰小田満『プロ野球選手・開業医・芸能人等特殊事情に係る所得税実務』(平成26年、税務経理協会) 136頁「Q45芸能者等が後援者等から受ける祝儀等の所得区分」で、事業の場合には事業に付随する収入も事業所得に係る収入に含めるとする。同じように本人の実力が収入や後援者の支援に繋がると思われる力士の場合は、本業が給与所得とされることから、タニマチの御祝儀も事業所得ではなく、法人からのものは一時所得、個人からのものは贈与とされる。これは国税庁通達(昭和34年3月11日直所5-4)の取扱いであるが、給与所得、事業所得にはならないとしても、本業の一環で得たものであり担税力がある雑所得とする方が妥当と思える。

¹¹覚醒剤取引の所得区分について、事業とは「社会通念に照らして事業と認められるもの」とし「事業としての社会的客観性を有するものとは認められない」からと雑所得であるとした(国税不服審判所平成2年4月19日裁決・裁決事例集No.39-40号41~68頁)。原処分庁は「事業としての社会的地位」という基準を示している。

分する基準となっているようにも思われる。事業所得の要件として、所得税法 27条では典型的な事業を列記し、委任した政令63条では事業を具体化して列記 するとともに、12号で「前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行う事業」という 事業」としている。このことからは、「対価を得て継続的に行う事業」という のが実質的な要件であるが、判例で示された基準と併せれば事業所得に区分する事業性は「相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性が存する こと」にあると考えられる。この要件が満たされる限り、資金獲得活動が非合法であるから社会通念上事業ではないとはいえないのではないか。非合法組織の存続自体が安定的でないという見方はできないではないが、少なくとも存続する間に継続的・安定的な資金活動がなされているなら事業所得性を否定する 理由はないように思われる。

冒頭事件では上納金から組織幹部が私的流用した部分について無申告であったとして課税・起訴したものである。これは、その他の部分(上納金全体)が当該幹部の所得であることを否定したものではなく、立証上の問題から私的流用=幹部個人に帰属するとして確実なものを取上げたと考えるべきである。課税の可能性としては、上納金は内部統制の下で反復・継続的に得られる所得である限り、幹部個人に帰属する事業所得と考えるのが妥当である。

(3)上納金の必要経費性(前論文72-76頁参照)

「上納金は組の運営費」と考えるなら、上納金は収入であると同時に上位への 支出分は必要経費として控除され所得としての課税対象はなくなるのか、又はそ もそも預り金として(収入ではないから)所得にならないのかという疑問がある。

所得税法において必要経費は収入から控除され残額が所得として課税対象となる。これは、収入すべてが担税力を構成するのではなく、収入を獲得するために投下した資金については担税力を減殺するものとして控除するからである。

ただ、雑所得に分類される政治献金収入は特殊性がある。政治献金を得るために政治活動をするわけではないが、所得の計算上は政治献金収入から政治活

動費を控除した残額を当該年分の雑所得とする実務となっている。これは、理論的には政治献金を贈与と見て課税することもできるが、正しい申告が期待できず、純粋な個人的支出とも言えない政治活動費の負担があることは事実なので、担税力を考慮し現実的な処理をしたものと言われている¹²。

この観点から上納金を見ると、上納金として得たものから運営費として支出 したものを控除した残額が課税対象となるものと考えることもできる。

上納金と運営費の関係は、見方によっては政治家の政治献金と政治活動費の関係とも似ている。必要経費は収入を得るために関係付けられたものであるが、政治家は政治献金を得るために政治活動費を支出するわけではない。むしろ、政治献金を得たものの中から政治活動費を賄っているという方が適当である。上納金は下位団体の組員から資金獲得活動を支援した見返りとして納められたものであり、上納する組員にとっては必要経費となる。本部組長にとっては所得となり、組織の運営経費として支出する限りにおいて必要経費となる。この場合、運営経費と上納金は典型的な必要経費というより、運営費支出の資金源の関係にあると考えられる。

Ⅲ 本問題に係るその後の見解

1. 木村圭二郎・前日弁連暴対委員長論文(捜査研究・平成29年8・9月)

日弁連平成29.2.16「暴力団の上納金に対する課税の適正な実施を求める意見書」は前論文の中で触れており、暴力団の資金源対策として活用できるのは税法だけであるとして、上納金(組長に入った金という意味と思われる)を現

¹²塩崎潤『所得税法の論理』(昭和44年6月、税務経理協会)121~125頁では、「政治献金は、通常、寄付として従来は贈与と考えていた……が、実際には政治献金は政治家の政治活動の経費に充てられるわけですから、その点を無視して、その全額を課税しろといっても実際問題として無理な話です」「そこで政治活動に伴う諸経費は必要経費として控除し、なお、剰余が生じたときにこれを課税の対象とするというように改められております。このように雑所得として課税するという方向に転換したこと自体は現実的な処理だと思う」として、政治献金を雑所得とし政治活動費を必要経費としたのは便宜的な措置だとする。

実に把握できる暴力団の資金活動として焦点を当てている。

木村圭二郎論文「暴力団組長に対する上納金課税(上)(下)」捜査研究 800・801号(東京法令出版、平成29年8・9月)は、基本的骨組みから平成29年2月の日弁連意見書の元と推察されるが、「暴力団組織の弱体化のための手法として課税が期待される」という意見書のスタンスを同じくしつつ、個人の論稿ということで姿勢はより鮮明に、「本稿は、上納金全額を収入として課税が可能であることを明らかにすることを目的とする」と宣言している。以下、木村論文について日弁連意見書と各項目を比較する¹³。

【上納金課税】

日弁連意見書は暴力団の上納金を組長の所得と認定して課税する方針を示す。日弁連意見書が上納金だけを課税対象としたのは、各階層ごとの課税は把握が困難であることから最終的な成果である上納金を対象としたものと思われる。木村論文でも各段階の課税は触れず、上納金課税が前提となっている。

前論文では、上納金は組長の所得として課税することを認めているが、原則 は階層ごとに所得が移転するたびに課税すると述べている。外部獲得資金の集 約として上納金課税を捉えたのは理論的というよりは現実的な手法と見られる。

【課税の対象】

日弁連意見書では、課税対象として暴力団という組織と組長という個人のいずれと見るかについて、組長の使用者責任を認定した最高裁平成16年11月12日 判決を引きつつ上納金を組長の所得としている。

木村論文では、日弁連意見書で引用された最高裁判決の原審である大阪高裁 平成15年10月30日判決の「一次組織自体は、団体としてのまとまりを有する者 の、法人格を取得しておらず、綱領を有するものの、多数決原理を認めておら

¹³拙稿「租税刑事事件の諸相―制度と運用―」九州国際大学法学論集24巻1.2号でも木村論文の紹介をしているが、前論文との関係を比較するため再掲した。

ず、……権利能力なき社団ということもできないから、その法律効果は、最終的には組長個人に帰属するものと見るのが相当である」という指摘も根拠に「暴力団が権利能力なき社団又は組合と判断することができない以上、暴力団の所得は暴力団を支配する暴力団組長に帰属するものと考えざるを得ない」とする。

前論文でも人格なき社団性を検討して該当性を否定した結果、暴力団組員の 違法行為に係る損害賠償請求事件で用いられた使用者責任の論理も考慮して組 長個人の所得帰属に至ったものであり、大筋で同じ論理である。

【所得区分】

日弁連意見書では上納金は事業所得又は雑所得であるとする。

木村論文では上納金は法的な意味で代紋使用の対価ではなく事業所得の有償要件に当たらないとして雑所得とする。これは、昭和56年4月24日判決(弁護士顧問料事件)から「自己の計算と危険負担、営利性、有償性、反復・継続性、社会的地位」を事業所得の要素としたものと捉え、上納金は代紋使用の対価ではない(法的には暴力団加入の義務であり有償性がないとする)としたものである。

前論文では違法所得であっても安定的・恒常的所得であれば事業所得とすべきと考えるが、暴力団に起因する所得は一般的には雑所得とされており、過去の判例(先物取引のような暴力団以外の事例も含め)からは社会的相当性が事業所得該当性の判断に影響しているように思える。

【必要経費】

日弁連意見書は上納金を組長の所得としつつ必要経費の存在を認めているが、具体的に何が必要経費に当たるかは明らかでない。

木村論文は、「上納金収入が、その性質上、対価的義務を伴うものでないことからすれば、上納金を得るために必要な直接的経費は認定し得ない」として上納金に対応する必要経費を認めていない。

前論文では、組長が組運営のために使うものは上納金に対応する必要経費的

なものとして認めている。木村論文は所得区分で代紋使用の法的対価性を否定 したことと理論的整合性を取っているが、私は実態を考慮したものである。そ もそも所得税法上の必要経費といえるか問題はあるが、政治献金収入の所得計 算においては雑所得とするとともに政治活動費が必要経費と認められている。 上納金の場合は更に厳密な立証が必要であり、上納金全てに必要経費が認めら れるわけではない。

【推計課税】

日弁連意見書は推計課税の積極的適用を主張しているが、租税ほ脱犯(刑事事件)との関係については特に言及していない。

木村論文では、刑事事件についても推計課税は有効であるとして裁判例も複数引用している。例えば昭和54年11月8日最高裁判決はパチンコ店のほ脱事件で売上、仕入等の帳簿がないところ、「租税ほ脱犯におけるほ脱所得金額の計算にあたっては、…いわゆる推計の方法…も経験則に照らして合理的である限りにおいては、当然に許容されるべきもの」とあるが、他にも多数の事例を紹介している。所得税法等で規定される推計課税と推計計算という点では似ているが、刑事事件は犯則事実の認定であり確実な範囲の所得金額を立証する必要があり程度には相違がある。

前論文では、推計課税について特段の言及をしていないが、刑事事件での推計課税(推計計算)は立証の問題として慎重であるべきという認識である。ただ、日弁連意見書の課税における推計課税の提言は、上納金を課税対象とする手法と同様に暴力団のように資金把握が難しい対象については現実的な手法と考えられる。

2. 日弁連暴対委員会全国大会―上納金課税―(平成31年11月15日・大分)

平成31年11月15日、大分市で開催された日弁連暴対委員会全国大会で暴力団の上納金課税についてパネルディスカッションが行われた。以下は、私の見解

を述べている。

【工藤会事件判決の評価】

神戸地裁平成6年11月30日判決(大阪高裁平成8年1月30日判決、原審維持)の竹中組事件では組員が管理していた預金(野球賭博、ノミ行為等からの収入)は組長の財産を構成すると認定され課税処分をしたのに取消請求をしたものがある。工藤会事件は、上納金に対する課税である点、所得税法違反嫌疑事件である点でわが国初の事件であるというのが共通認識である。

【暴力団に対する課税・捜索】

暴力団に限られないが、悪質・困難 (証拠隠滅、逃亡が予測されるなど)) な事案では、逮捕権限のある検察との合同捜査が行われる。また警察からは捜索に関して得られたものから不申告が見込まれる事案について課税通報が行われる制度があり、調査・捜索時に警備を要請することもある。

課税問題以前に暴力団に立ち向かうことの困難性の疑問に対しては、職員の 士気の高さは最も重要であるが、国税には逮捕権も武器もなく検察、警察の協力により実施できている。国税局部長在職時に査察事件の反面調査で暴力団事 務所を捜査する決定をしたが、地検検事正に事情を話して検察合同捜査となり 県警には現場の警備をお願いしたが、宿舎の夜間警備の申し出もあり万全の態勢で調査を遂行できた。

【違法収益への課税】

過去においては、所得を法律的に把握するか経済的に把握するかが議論として存在し、違法所得は課税できなという見方もあったが現在は違法な所得であっても所得を構成するという考え方が通説・実務である。

【上納金の所得区分】

「暴力団内部での下部の組員・組織から上部の組長・組織へ上がってくる上納金」(狭義の上納金)のほか、所謂みかじめ料のような民間から得られるものも含めて上納金ということもある。前者の場合は捕捉が難しいという問題もあるが、工藤会の場合は後者であり成功に繋がったのではないか。

事業所得と雑所得が考えられる。事業所得であれば損益通算が認められるが 上納金課税では問題にならず所得区分はあまり意味がないというのはそのとお りである。

とはいえ、実益はないかもしれないが税法の考え方として安定的・継続的な ものであれば事業所得となる余地もあり得ると考える。

【所得の人的帰属】

法人税法上は「人格なき社団」として課税する場合があるが、これは「民法 上の権利能力なき社団」と同一という理解であり、「構成員の多数決による意 思決定」という要件に該当せず暴力団に対する法人税課税は難しい。

工藤会では総裁が幹部組員を介して企業関係者からの金員を受領し管理支配が認められるとして課税処分が行われた。上納金と言われているが、金庫番が管理する資金のうち資金移動が把握できるものに限って課税されており個人的色彩が強い。

【必要経費】

事務所経費、義理掛け等の組運営費が上納金等の収入と対応するのであれば必要経費として控除することを認める余地はあるのではないか(認定は慎重に行うべきである)。ただし上納金という収入を得るために運営費が支出されるという本来の必要経費ではなく、上納金から運営費が支出されるという方が実態に合う。政治献金は雑所得として実務上・判例上必要経費が認められており、本来的な必要経費でないものを必要経費として認めた前例と言える(東京地裁

平成8.3.28判決)。

【立証】

立証にはPL立証、BS立証、実額での立証と推計での立証の区別がある。工藤会判決では資金管理の認定で「推認」「推察」という言葉が多用され、間接証拠によることを懸念する見解もあるが(山下学・立正大学教授)、実額のPL立証に依っているとされる。刑事事件の場合は「課税処分のための推計課税は許されないが状況証拠から間接的に認定すること(合理的推計計算)は許される」(上田廣一・元東京地検検事)¹⁴。

【特別立法】

立証方法を緩和させる方法が考えられるが、特別立法となると対象をどう定義するか(実体的には暴力を主たる要素としない振り込め詐欺集団なども同等に扱うべき)という問題がある。現実的には暴対法の改正であれば暴力団に限って一応の形はできるが、現行の法制度の中でも、推計課税、BS立証等の活用により対応できる余地はあると思われる。

森下忠・岡山大学・広島大学名誉教授によればイタリアの昭和40年対マフィア法Legge31magio1965, n. 575. Disposizioni contro mafiaでは、不法な活動から得た収益は財産差押え及び没収ができるとし、対象も当初のマフィアから昭和57年法によりカモッラ及び同等の団体に拡大させる改正を行ったという¹⁵。弁護士会も特別法による資産・収益剝奪の手法には関心を示している。

Ⅳ 再考

暴力団組織の人格なき社団該当性の否定、雑所得の所得区分には社会的相当

^{14『}最近における直接国税ほ脱犯の諸問題』(法務総合研究所、平成6年11月)129頁以

^{15「}イタリアのマフィア制圧立法」駿河台法学2号(昭和63年46頁)

性の判断が影響しているのではないかとの疑問が残っっており、その後の論稿 等を通して再考した。

1. 人格なき社団の判定

【法令】

「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」(法人税法 2条1項8号、所得税法2条1項8号)

「多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行うもの」(法人税基本通達 1-1-1、所得税基本通達 2-5)

人格なき社団の成立要件の先例となる最高裁昭和39年10月15日判決に係る 事件を下級審(東京地裁昭和31年4月9日判決、東京高裁昭和35年6月21日判 決)も含め見直すと、必ずしも多数決原理=民主的運営ということに拘るもの ではないように思われる。

原告Xは外地引揚者の生活安定を目的として設立された社団法人の支お部として活動しており会員のためのマーケットを開設していたが、新たな商店街を建設するため入居者に立ち退きを求めたところ、被告Yから「原告Xは権利帰属の主体たり得るものではないから(立ち退きの権原となる)賃借権を取得することはできない」と反論されたものである。

第一審では棄却、控訴審では原判決取消、最高裁判決は上告棄却として、人格なき社団の成立要件について「権利能力なき社団といいうるためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原理が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないのである」と述べているが他方、本件について「組織を構成する構

成員やその行う事業もおおむね本部のそれとは別個のものであって独自の存在と活動をしていたものである」「構成員の変更にも拘わらず支部は同一性を維持しつつ存続した」とも述べており、多数決原理というのは組織の継続・安定的な存続を示す一つの兆表と見るべきではないだろうか。

暴力団は取締りの対象としてのみ認められる非合法な団体であるが、内部規律により継続性を維持する組織であり、司法当局も非合法という形ではあるが指定暴力団として組織の継続性を認めている。多数決原理に依らなくても独自の原理により継続性のある組織は人格なき社団の成立要件を満たし得るのではないだろうか。

中尾真和は暴力団の「権利能力なき社団性」について、「暴力団の権利能力なき社団該当性についての考察」(金沢星陵大学論集52巻2号・平成31年3月)の中で①上納金が問題となった事例、②構成員の不法行為に係る使用者責任及び③暴対法に基づく指定処分の取消請求の裁判例から検討を行い、「現状、裁判所としては、暴力団の権利能力なき社団性を原則否定する傾向にあることは確かであろう。しかしながら、この裁判所の判断傾向は、暴力団内部における意思決定が、代表個人の意思に基づいて行われているという事実関係を前提とする限りにおいて妥当性を維持し得るものである。そして、上記のとおり、理論上、一義的に暴力団の権利能力なき社団該当性を否定し切れないことからすれば、十把一絡げに全ての暴力団が権利能力なき社団に該当しないと談ずべきではなく、個別の事案に応じた判断を行うべきである」(47頁)とする。

中尾真和はまた、「暴力団における上納金等から生ずる所得に対して課税するに当たって解決すべき問題点は複数存在する。この点、暴力団対策という名の下に結論ありきの処分を行うことは妥当ではなく、各種問題点について、証拠に基づいて充分な検討を加えることによって、適法性はもちろんのこと、正当性という面でも疑問を差し挟む余地のない、適切な課税実務の運用が望まれる」(48頁)とも述べているがこの構成・中立な姿勢こそが重要である。

このように、暴力団に権利能力なき社団該当の可能性があることは認めて

も、実際には暴力団を人格なき社団として課税の対象とすることは実態的に難 しいとも思える。形態が区々であり、縦型のピラミッド型が強い組織もあれば 横に連帯した組織もあり、工藤会のように個人支配的色彩の強いものもある。 こう考えれば、結果的に暴力団に対する課税は団体を統括する組長個人に対し て行うことを基本とするのが妥当と考える。

2. 事業所得・雑所得の所得区分

事業所得、雑所得のいずれであっても大きな差異はないが、雑所得ありきのような議論の背景に社会的相当性(暴力団は団体・活動として相当性を欠く)を考慮しているとすれば担税力を所得区分の基準とする税法の考え方に合わないのではないか。私も暴力団の活動に係る所得は雑所得が一般的と考えているが、事業所得とすることに否定的で明確な理由を示さないとすれば疑問である。

西中間弁護士は「暴力団上納金課税の世界」税務弘報・令和3年6月号の中で検察・裁判所が事業所得としない理由を推測して、「理論上は、上納金の分配を得るために投入している労力の程度や組織の規模、物的設備の大きさ等からすれば事業所得とすることもできなくはなかったと思います。」としながら、「自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」(最高裁昭和56年4月24日判決・判時1001号34頁)の定義から、「上納金を得られる立場を社会的地位と認めることに、少し抵抗があったことも考えられます。」「違法な収益であろうがニュートラルに課税する考え方が確立されているといえども、暴力団の活動を社会的に認知された一つの事業として捉えることはあまり好ましくないと考えられた可能性があります」と述べている。

私も前論文で述べたが、違法所得に係る暴力団の所得を雑所得として事業所得としないのは社会的相当性が大きな理由と考えられる。事業所得と雑所得の区分基準としては、本業か副業か、規模が大きいか小さいか、継続的か単発か

などがあるが、これらは業として継続性・安定性を示すものと考えられる。その意味では暴力団の稼業であっても継続的・安定的であれば事業所得としての特性を有するというべきである。ただ、事業としての定型性が明確でないこと、組織の性格から経済活動が将来にわたり安定的であるとも言えないことから、雑所得とすることにも理由があるようにも思われる。

★人格なき社団の成立要件、事業所得該当性に共通して判例等が否定的であるという疑問については、やはり社会的相当性の判断が影響していると思われ、継続的・安定的な組織・活動であれば社団性を認め活動の成果を事業所得とすることも可能であると確認した。

しかし、個々の暴力団を人格なき社団に当てはめ、その経済活動を事業所得に当てはめることは、暴力団の形態が区々であることから難しく意味があることなのかという逆の疑問も生じた。一般論としては社団性も事業所得該当性も認める余地はあるが、実際には適用を考える必要はないというのが結論である。

▼ おわりに

1. 暴力団組織の在り方

日本の暴力団の組織形態は現状においても多様性がある。マウリッツオ・カテーノ(土屋晶子訳)『世界犯罪研究』(東京堂出版、令和3年6月)は犯罪組織を組織論の観点からEnterprise事業体として観察し、イタリアのマフィア(カモッラ、米国のコーザノストラ等の派生組織)、中国の三合会、日本の暴力団を比較考察している。まず日本の暴力団を「準合法的な組織犯罪グループであり、違法ではない唯一のマフィア」であるとし「数世紀にわたって存在を秘することなく活動してきた」「クラン(一家)の本部には、その一家のシンボルである紋章が飾られている」「組織のロゴが入った名刺を携え、華麗なプラチナ製のバッジをスーツに付ける」(308頁)と特徴付け、正々堂々と組事務所

に代紋を掲げるあり方を特異なものと位置付けている。

暴力団のシンジケート(組織)には「ピラミッド型組織構造」と「連合体あるいはコングロマリット構造」の二つのタイプがあり、前者には山口組と稲川会、後者には住吉会が当てはまるとする(310頁)。連合体組織の場合は構成する個々の組織の自立性がピラミッド型に比べて相対的に強くなると思われる(本部の統制力は失われないと考える)。

取り巻く環境の変化に応じて暴力団の組織図も変わりつつある。『警察白書令和4年(PDF版)』第4章「組織犯罪対策」によれば、総体的に規模は縮小傾向にあり、平成24年の63200人から令和3年の24100人と半減している。暴対法上の主要な指定暴力団を見ると現状で6代目山口組4000人、住吉会2500人、稲川会1900人であるが全体の減少傾向を反映している。これに対して準暴力団(半グレ)¹⁶と定義される犯罪集団が増大化する兆しも見られる¹⁷。暴対法、各自治体の暴力排除条例、金融機関等の身元確認規約等の浸透により、将来の厳しい環境も見据え、公共工事関係を中心に組員・準構成員を除籍する動きもある。

組織内での世代交代により、擬制的血縁関係を結束の絆とする気風にも変化があると考えられる。資金獲得だけを目的とすれば代紋(看板)が経済活動の威力にならず社会的制約だけが重荷となる現状から、準暴力団という組織化されず実体が表面に出ない犯罪集団への流れが進むことも想定される。

暴力団の今後については、昔ながらの擬制的血縁関係の連帯として残る可能性はあるが(合法的な活動組織として存続するというのは理想に過ぎるだろうが)、資金獲得活動を目的とする非合法な地下経済活動(必ずしも暴力は伴わない)が代って増大することも考えられる。しかし、両者は人員構成等の成立において異質なものであることに鑑みれば、暴力団から脱退した者の就職を支

¹⁶暴力団のような明確な組織構造は有しないが犯罪組織との密接な関係が窺われるものを準 暴力団と位置付けている。

¹⁷令和5年1月18日、福岡県警は「準暴力団等集中取締本部」を全国に先駆けて設置した(九州朝日放送)。

援する再犯防止推進計画(平成29年閣議決定)なども機能しつつあり、暴力団の縮小が準暴力団の増加に直ちに繋がるわけではない。

課税は組織の中の統制力により外部からの資金を獲得・還流させるという構造を捉えて対象とする。暴力団という形に捉われず、合法・非合法、名称の如何を問わず同様のシステムにより資金獲得活動を行うものであれば課税の対象として考えることができる。

2. 今後の課題

暴力団という固定的な組織であれ準暴力団のような半固定的・流動的な体制であれ、ある時点での統制力を捉えて課税・取締りを行うことは現行法の中でも可能である

しかし、法律の体制・運用、課税・取締の体制は整っても情報収集など実態解明に当たっての壁は厚い。現在でも国税当局と警察当局とは警備・課税通報で検察当局とは合同捜査で協力関係にあるが、一層緊密な連携が求められると考える。警察と国税の連携は暴対法以前の古くからのものであり、志村健(警察庁捜査二課)「暴力団に対する課税作戦」捜査研究・昭和53年臨時増刊号15-25頁の中で、「暴力団組織を根絶するための取締りのなかで、経済的な存立基盤である資金源を立つことが有効な手段である」と課税・徴収の役割に期待している。また税務職員の身辺保護についても、「折角、警察と国税当局との間に、暴力団員の税務職員に対する課税問題で恒常的なレールが敷かれ、軌道にのって動き出したのであるから」と協力関係を確認して、「要請のある場合は積極的に警察官の現場派遣、暴力団関係者の動向から判断し、保護措置をとることが必要であると、その旨を国税当局に連絡するとともに警備、警戒の万全を期し、妨害行為等により職務遂行ができなかったということのないよう適切な措置を講ずる」としている。

これに対して前述した日弁連暴対委員会全国大会は警察と弁護士会の協力関

係であり、各方面で協力関係が築かれているが、「上納金課税」が主題となる ようにいずれの場合でも課税の果たす役割は大きい。

加藤久雄は『暴力団』(岩波ブックレットNo.323、平成5年)の中で、麻薬特例法で薬物犯罪に限定して不法収益等の没収規定があることを念頭に、「暴対法においても少なくとも、前述したような、組織の威力を利用して獲得した不正な財物については、右麻薬特例法の不正収益没収に関する諸規定をそっくり暴対法に導入してもいいのではないだろうかと思われる」(53頁)とする。不正収益の没収規定については森下忠名誉教授が対マフィア法の紹介をしていることに触れたところである。加藤久雄はまた犯罪結社罪の導入も提唱している。暴力団の根本的な壊滅のためには資金(資金源)を絶ち組織化を阻むことまで踏み込むことが必要と考えていると思われる。

他方、「暴力団犯罪を撲滅していくための刑事政策としては、何よりもまず現行法の適切な運用を行っていくことが必要である」(61頁)とも加藤久雄は述べているが、私もまずは現行法の中で出来る限りのことをすべきと考える。暴対法を含め特別法では適用の対象を確定させる必要があるが、暴力団の形態が大きく変わることが想定されることも理由の一つである。この場合でも組織(実体)の中の統制力により外部からの資金を獲得・還流させるという構造を捉えて課税するという手法は変わらないことは繰返し述べたとおりである。